

第5 コミュニティセンターにおける公共施設マネジメント

I コミュニティセンター事業の概要

1 施設概要と利用状況

(1) 横須賀市のコミュニティセンターの概要

① コミュニティセンターの設置根拠及び施設の配置

市は、コミュニティセンター条例に基づき、コミュニティセンターを設置している。

○コミュニティセンター条例 (設置)

第1条 市民に自治活動の場を提供し、又、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の連帯、生活文化の振興及び福祉の増進を図り、もって魅力ある地域社会の形成に資するため、本市にコミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

コミュニティセンターは、2021年4月1日時点では分館も含めて計22の施設で構成されている。コミュニティセンターの具体的な位置と名称は次のとおりである。

(位置及び名称)

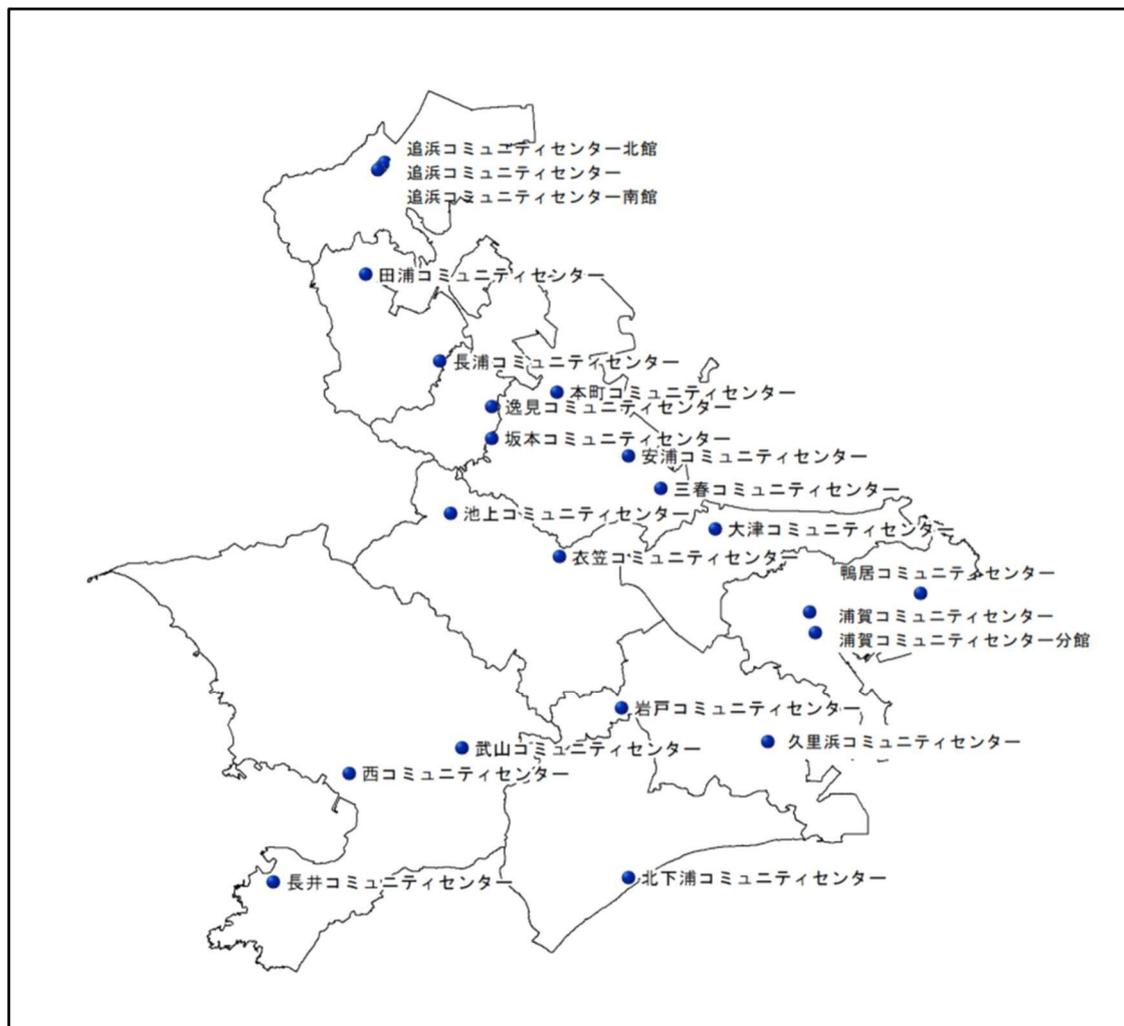
第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置	名称
横須賀市夏島町9番地	追浜コミュニティセンター
横須賀市船越町6丁目77番地	田浦コミュニティセンター
横須賀市長浦町2丁目45番地	長浦コミュニティセンター
横須賀市東逸見町2丁目29番地	逸見コミュニティセンター
横須賀市坂本町2丁目26番地	坂本コミュニティセンター
横須賀市本町2丁目1番地	本町コミュニティセンター
横須賀市安浦町2丁目33番地	安浦コミュニティセンター
横須賀市三春町2丁目12番地	三春コミュニティセンター
横須賀市公郷町2丁目11番地	衣笠コミュニティセンター
横須賀市池上4丁目6番1号	池上コミュニティセンター
横須賀市大津町3丁目34番40号	大津コミュニティセンター
横須賀市浦賀5丁目1番2号	浦賀コミュニティセンター
横須賀市鴨居3丁目11番12号	鴨居コミュニティセンター
横須賀市岩戸1丁目10番18号	岩戸コミュニティセンター
横須賀市久里浜6丁目14番2号	久里浜コミュニティセンター

横須賀市長沢2丁目7番7号	北下浦コミュニティセンター
横須賀市長井5丁目16番5号	長井コミュニティセンター
横須賀市武3丁目5番1号	武山コミュニティセンター
横須賀市長坂1丁目2番2号	西コミュニティセンター

2 次の表の左欄に掲げるセンターに、同表の右欄のとおり分館を置く。

センターの名称	分館の位置及び名称	
追浜コミュニティセンター	横須賀市夏島町7番地	追浜コミュニティセンター南館
	横須賀市夏島町12番地	追浜コミュニティセンター北館
浦賀コミュニティセンター	横須賀市浦賀7丁目2番1号	浦賀コミュニティセンター分館



(図表 5 I -1-1) 横須賀市コミュニティセンター概要 (2020 年 4 月 1 日現在)

行政区と名称		建築年	面積(m ²)	徴収方法	施設	図書室
1	追浜行政センター					
1	追浜コミュニティセンター	1994	1,750.31	券売機	複合	
2	追浜コミュニティセンター南館	1973	661.67	券売機	複合	
3	追浜コミュニティセンター北館	1984	748.27	券売機	複合	
2	田浦行政センター					
4	田浦コミュニティセンター	1985	1,178.31	券売機	複合	あり
5	長浦コミュニティセンター	1994	1,417.83	券売機	単独	
3	逸見行政センター					
6	逸見コミュニティセンター	1982	765.48	レジ	複合	あり
4	本庁管内					
7	坂本コミュニティセンター	1988	1,303.00	レジ	単独	
8	本町コミュニティセンター	1993	1,028.72	券売機	複合	
9	安浦コミュニティセンター	1998	967.02	レジ	単独	
10	三春コミュニティセンター	1983	1,644.66	レジ	単独	
5	衣笠行政センター					
11	衣笠コミュニティセンター	1972	2,050.40	券売機	複合	あり
12	池上コミュニティセンター	2004	1,774.42	券売機	複合	あり
6	大津行政センター					
13	大津コミュニティセンター	2016	2,559.99	券売機	複合	あり
7	浦賀行政センター					
14	浦賀コミュニティセンター	1978	1,812.31	券売機	複合	あり
15	浦賀コミュニティセンター分館	1982	504.23	手提げ金庫	複合	
16	鴨居コミュニティセンター	2003	1,382.49	券売機	単独	
8	久里浜行政センター					
17	岩戸コミュニティセンター	1990	998.02	レジ	単独	
18	久里浜コミュニティセンター	1976	1,136.33	券売機	複合	
9	北下浦行政センター					
19	北下浦コミュニティセンター	1985	2,149.73	券売機	複合	あり
10	西行政センター					
20	長井コミュニティセンター	1971	628.64	手提げ金庫	単独	あり
21	武山コミュニティセンター	2001	1,549.92	レジ	複合	あり
22	西コミュニティセンター	1985	2,945.14	券売機	複合	あり

(出典：建築年と施設面積は「施設カルテ」、その他は市提供資料を基に監査人作成)

② コミュニティセンターの事業

市は、従来「公民館」と「地域自治活動センター」として別々に運営してきた施設を2008年4月にコミュニティセンターとして一元化した。

コミュニティセンターは、地域活動や文化活動、スポーツ活動など市民の自主活動の場である。また、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の社会教育事業¹²も行っている。その他、市主催の各種事業、投票所など様々な事業の実施場所ともなっている。

さらに、風水害避難所、地域医療救護所などに指定され、災害時の拠点となる役割も担っている。

コミュニティセンターの法的な位置づけとしては、社会教育法上の社会教育施設である「公民館」ではなく、市長部局としての、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設である「公の施設」である。

○コミュニティセンター条例

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターを自治活動及び生涯学習の利用に供する事業
- (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催する事業
- (3) 自治活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

社会教育事業を行うことについては、「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則」によって、教育委員会から市民部に委任されている。

○教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務の市民部長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、その権限に属する社会教育に関する事務のうち、次に掲げる事務を市民部長に委任する。

- (1) コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)第2条に規定するセンターを生涯学習の利用に供すること。
- (2) 定期講座、講習会、講演会等を開催すること(教育委員会が行うものを除く。)
- (3) 生涯学習に関する情報の収集及び提供を行うこと(教育委員会が行うものを除く。)

¹² 社会教育法第2条によれば、「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

- (4) 図書館条例施行規則(昭和 49 年横須賀市教育委員会規則第 6 号)第 7 条第 1 項に規定する配本所(コミュニティセンターに設置するものに限る。)に係ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、福祉の増進に寄与すること。



(避難所として開設される鴨居コミュニティセンター：市 HP より)

③ コミュニティセンターの利用対象者

コミュニティセンターを利用できるのは原則として市に在住又は在勤・在学の団体に限られており、現状では個人の利用はできない。

○コミュニティセンター条例

(団体の使用)

第 5 条 センター(別表第 1 に掲げる施設を除く。)を使用できるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 団体の代表者が次のいずれかの要件に該当する者で満 15 歳以上のもの(中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。)であること。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 本市の区域内に存する学校に在学する者

(2) 団体の構成員が 3 人以上であること。

(3) 団体の構成員の過半数の者が第 1 号列記事項に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(2) コミュニティセンターの利用状況

(図表 5 I -1-2) 各年度別コミュニティセンター別 開館日数と利用者数

所管行政区と センター名称		2018年度		2019年度		2020年度	
		日	人	日	人	日	人
1	追浜行政センター						
	1 追浜	353	76,783	352	63,063	210	20,293
	2 追浜南館	353	41,272	351	32,677	211	11,491
	3 追浜北館	358	45,080	358	32,655	206	8,357
2	田浦行政センター						
	4 田浦	349	64,174	349	65,999	209	18,840
	5 長浦	359	63,506	358	62,013	209	18,461
3	逸見行政センター						
	6 逸見	356	34,571	360	29,735	217	8,536
4	本庁管内						
	7 坂本	359	23,293	359	19,831	214	8,036
	8 本町	358	88,121	358	76,538	213	27,436
	9 安浦	359	37,355	359	32,672	214	13,563
	10 三春	359	38,742	359	35,955	214	18,667
5	衣笠行政センター						
	11 衣笠	347	114,819	350	102,489	204	25,911
	12 池上	358	48,327	359	61,209	214	20,408
6	大津行政センター						
	13 大津	358	104,596	359	100,869	213	45,823
7	浦賀行政センター						
	14 浦賀	353	64,981	358	58,405	221	19,511
	15 浦賀分館	359	13,851	359	11,202	214	9,670
	16 鴨居	359	60,872	360	54,560	221	20,127
8	久里浜行政センター						
	17 岩戸	359	40,171	359	37,365	216	16,317
	18 久里浜	354	76,067	353	72,355	211	19,538
9	北下浦行政センター						
	19 北下浦	359	118,223	360	108,533	214	30,770
10	西行政センター						
	20 長井	358	13,012	358	11,463	214	3,153
	21 武山	358	70,090	354	64,073	214	20,392
	22 西	350	73,388	349	57,784	209	17,402
	合計	7,835	1,311,314	7,841	1,191,445	4,682	402,702

(出典：事務概要、コミュニティセンター事業実績より監査人作成)

(図表 5 I -1-3) 各年度別コミュニティセンター全体の利用率

所管行政区とセンター名称		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
1	追浜行政センター				
	1 追浜	53.9	59.9	55.9	32.6
	2 追浜南館	54.9	52.3	47.2	23.3
	3 追浜北館	93.0	92.7	90.4	64.7
2	田浦行政センター				
	4 田浦	56.8	66.1	66.1	31.9
	5 長浦	43.2	50.9	50.9	27.8
3	逸見行政センター				
	6 逸見	60.0	65.0	45.0	28.3
4	本庁管内				
	7 坂本	23.0	18.2	18.4	12.4
	8 本町	74.6	74.1	73.8	43.5
	9 安浦	68.2	66.3	66.8	38.2
	10 三春	71.0	71.9	72.9	48.6
5	衣笠行政センター				
	11 衣笠	52.1	47.9	47.9	27.4
	12 池上	53.9	51.7	51.5	36.3
6	大津行政センター				
	13 大津	73.0	74.9	71.8	38.46
7	浦賀行政センター				
	14 浦賀	49.3	49.7	51.3	33.0
	15 浦賀分館	40.1	40.0	26.3	44.5
	16 鴨居	42.6	39.8	39.0	21.2
8	久里浜行政センター				
	17 岩戸	66.0	63.9	62.1	34.4
	18 久里浜	66.7	68.2	65.1	42.3
9	北下浦行政センター				
	19 北下浦	57.0	53.6	50.9	30.0
10	西行政センター				
	20 長井	15.8	15.1	14.1	7.0
	21 武山	44.8	43.1	43.3	23.2
	22 西	47.0	49.2	41.1	21.7
	全コミュニティセンター平均	52.4	52.1	49.6	30.0

(出典：2017～2019年度の利用率は、横須賀市 HP「施設カルテ」、2020年度は市提供資料に基づき監査人作成)

利用率(%) = 実利用コマ(時間)数 / 総利用可能コマ(時間)数 で計算

(図表 5 I -1-2) によれば、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開館日数は例年の約 6 割、利用者数は約 3 割に減少している。施設の立地条件等により、施設全体として、利用率が高い施設がある一方で、利用率が低い施設もある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 2020 年度を除いて考えると、本町、安浦、三春、大津、久里浜のコミュニティセンターは全館としての利用率は約 7 割であるのに対し、坂本、長井のコミュニティセンターは利用率は約 2 割に満たない(追浜北館は集会室のみなので利用率約 9 割)。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、主な利用者である高齢者が外出を控えたこともあり、全体的な利用率はさらに低くなっている。

2 運営体制

(1) 運営主体

2008 年度から、公民館と地域自治活動センターをコミュニティセンターとして一元化し、各行政センター及び地域コミュニティ支援課(当時の市民生活課)が管理運営することとした。他市町村では指定管理で運営するところもあるが、横須賀市では直営である。各行政センター、地域コミュニティ支援課はいずれも市民部に所属している。コミュニティセンター全体の連絡・調整は地域コミュニティ支援課が行っている。

市民部	市民生活課	消費生活センター <市民活動サポートセンター 同分館(追浜・久里浜)>
	地域コミュニティ支援課	<コミュニティセンター(坂本・本町・安浦・三春)>
	人権・男女共同参画課	<デュオよこすか>
	危機管理課	
	地域安全課	
	窓口サービス課	市民サービスセンター(中央店)
	追浜行政センター	追浜行政センター分館 市民サービスセンター(追浜店) <コミュニティセンター(追浜・分館(北館・南館))>
	田浦行政センター	<コミュニティセンター(田浦・長浦)>
	逸見行政センター	<コミュニティセンター(逸見)>
	衣笠行政センター	<コミュニティセンター(衣笠・池上)>
	大津行政センター	<コミュニティセンター(大津)>
	浦賀行政センター	<コミュニティセンター(浦賀・分館・鴨居)>
	久里浜行政センター	市民サービスセンター(久里浜店) <コミュニティセンター(久里浜・岩戸)>
	北下浦行政センター	長岡記念館 <コミュニティセンター(北下浦)>
	西行政センター	<コミュニティセンター(西・武山・長井)>

(出典：横須賀市機構図 2020 年 4 月 1 日現在より抜粋)

コミュニティセンターは行政センターや総合福祉会館、老人福祉センターなどの市の他施設に併設しているものと、コミュニティセンター単独で存在しているものがある。各コミュニティセンターには市の常勤職員はいないものの、下記条例で定める常駐する職員を主任指導員、指導員、主任管理人、事務員等の会計年度任用職員(2019 年度以前は非常勤職員)で運営管理を行っている。

○コミュニティセンター条例
 (館長等)
 第4条 センターに次の職員を置く。
 (1) 館長
 (2) その他必要な職員

(2) コミュニティセンターの利用方法

利用者は市の「公共施設予約システム」から予約を申し込み、当日施設にて使用料を支払う。当初は全てのコミュニティセンターに券売機を導入予定だったが、予算の都合で約7割の施設で券売機を設置し、比較的利用者数の少ないところは職員がレジ・金庫で現金を授受している。

(図表 5 I -2 -1) 横須賀市公共予約システムと券売機 (イメージ)

システム操作方法

横須賀市 公共施設予約システム 公共施設予約へようこそ

読上げブラウザ用画面にする
 ログインする
 メッセージ (通知)

《 お知らせ 》

・ **【10月1日からの施設利用について】**

10月1日からの施設利用は、以下の市HPに記載のとおりです。
 詳しくは、[市HP](#)をご覧ください。

・ **【従来施設窓口で手続きが必要であった手続きの一部が電子申請で行えるようになりました】**

県共同の電子申請システム (e-kanagawa電子申請) を利用して、公共施設予約システムの各種申請の手続きができるようになりました。
 電子申請システムでは、利用者登録、登録更新、登録変更、登録廃止の申請を行うことができます。

※予約の申込、使用許可申請、使用料の支払いの手続き

空き状況の照会や予約をしたい施設を選んでください。
 予約取消、抽選結果確認、ゲスト登録を行いたい方や、利用施設を施設の種類や使用目的で探したい方は、「公共施設予約メニュー」を選んでください。

- 公共施設予約メニュー
- コミュニティセンター
- 生涯学習センター (まなびかん)
- 体育会館
- 運動公園
- 総合福祉会館 (4階・5階・7階)
- 産業交流プラザ：先着予約のみ
- ヴェルクよこすか：先着予約のみ
- ゲスト登録の方が申込める施設

色・文字サイズ変更 終了



(参考)
専用架台に乗せた場合のイメージ

3 事業予算及び決算の概要

(図表 5 I -3-1) コミュニティセンターの歳入歳出予算決算の状況 (単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
歳入¹³					
1 使用料¹⁴					
(予)	—	—	—	—	39,359
(決)	—	—	—	—	31,027
2 事業費公債	18,400	20,200	9,400	92,000	120,600
(予)					
(決)	13,800	18,200	8,300	71,300	101,500
歳出					
1 給与費	62,860	63,938	63,782	64,371	204,908
(予)					
(決)	60,856	62,983	62,883	63,461	191,102
非常勤職員報酬	55,477	55,770	55,713	56,124	—
社会保険料	5,379	7,213	7,171	7,337	—
会計年度任用職員 ¹⁵	—	—	—	—	191,102
2 運営管理費	256,744	242,341	248,237	331,677	149,614
(予)					
(決)	226,530	222,649	237,961	306,356	123,870

¹³ コミュニティセンターに係る歳入は他にも貸地料、貸家料、雑入などがあるが、決算書では他の部門との合計になっているところもあり、コミュニティセンターに係る分だけを拾うことができないため、明らかな項目のみ記載している。

¹⁴ 2020年7月より使用料を利用者から徴収することにした。新型コロナウイルス感染症対策として1月12日～3月7日までの約2か月間休館していた。そのため使用料は約7か月分である。

¹⁵ 地方公務員法の改正により、これまでの非常勤職員（一部の特別職の非常勤職員を除く）及び臨時職員は、2020年度以降「会計年度任用職員」として任用されることになった。会計年度任用職員は、給与費に含まれるため、これまで運営管理費に入っていた分がこちらに配分されている。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3 営繕工事費	13,474	20,532	9,026	84,223	141,361
(予)					
(決)	8,779	18,371	6,944	66,225	101,065
歳出合計 (予)	333,078	326,811	321,045	480,271	495,883
(決)	296,164	304,003	307,789	436,042	416,037

(出典：市民部作成の年度別「歳入歳出決算説明資料」より監査人作成)

(予)：予算現額、(決)：決算額

(図表 5 I -3-2) コミュニティセンターごとの歳出決算の内訳 (単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2 運営管理費	226,530	222,649	237,961	306,356	123,870
コミュニティセンター管理費 ※1	1,422	2,155	2,508	32,443	20,000
追浜	4,551	4,575	4,719	6,072	3,068
田浦	7,707	8,079	8,296	10,028	2,349
長浦	9,501	9,756	11,798	11,444	7,186
逸見	7,659	7,797	7,891	8,701	1,356
坂本	9,464	8,894	11,857	12,585	6,554
本町	4,720	4,778	5,904	5,590	638
安浦	10,401	9,213	9,799	12,331	5,758
三春	13,981	11,401	12,637	14,531	9,726
衣笠	8,935	9,232	9,376	9,958	1,560
池上	30,308	28,326	29,898	33,293	19,348
大津	8,752	8,790	8,907	9,344	1,338
浦賀	7,790	8,231	8,023	8,826	1,455
鴨居	13,475	13,416	14,270	19,352	8,119
久里浜	4,616	4,788	4,981	5,162	1,773
岩戸	9,620	9,473	11,231	10,476	5,184
北下浦	12,346	12,391	11,235	17,908	1,881
西	9,307	10,026	9,772	15,104	1,929
武山	21,350	23,234	26,457	31,439	13,828
長井	8,660	9,009	9,384	9,810	5,624
追浜南北	4,670	4,733	5,295	5,717	721
浦賀分館	17,295	14,352	13,724	16,241	4,472
3 営繕工事費	8,778	18,371	6,944	66,225	101,065
長浦		18,371			
坂本					7,638
安浦	7,441		5,953	15,387	
池上				11,841	
浦賀			991	38,997	
久里浜					8,098
岩戸	1,337			※2	12,435
武山				※2	72,894

- ※1 2019年度にコミュニティセンター管理費が急増しているのは、2020年度からの使用料徴収に向けて老朽化した椅子、テーブルなどの備品を更新し環境整備したための、備品購入費の増加によるもの（備品購入費 2019年度 29,872千円、2020年度 17,442千円）である。
- ※2 営繕工事費の 2020年度の岩戸コミュニティセンター12,435千円は空調設備新設工事、武山コミュニティセンター72,894千円は空調設備大規模リニューアル工事によるものである。

II 監査実施手続

着眼点	監査手続
①コミュニティセンターに係る事業の必要性や事業規模の適切性が確保されているか。	①事業の必要性及び事業規模の適切性について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ②コミュニティセンターの機能や利用・稼働状況を確認し、他の施設との重複等について検討を行った。
②FM 戦略プランのとおり施設マネジメントが執り行われているか。	①コミュニティセンターに関するファシリティマネジメントの観点から所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 ②議会公表資料を閲覧した。
③コミュニティセンターの施設運営が適切に行われているか。	①施設運営が適切に行われているかどうかを把握するため、現場視察を実施した。 ②質問及び資料閲覧し運営体制を確認した。 ③施設管理に際して年2回の自主点検が適切に行われているかどうかを確認するため、公共施設保全システムのデータを確認した。 ④施設の維持管理費等及びサービス利用に関する施設カルテへの入力状況を確認した。 ⑤コミュニティセンターの使用料の徴収事務が適切に行われているか確認した。 ⑥施設使用料の設定等についてヒアリングを実施した。 ⑦固定資産台帳を閲覧し、台帳登録の正確性を確認した。